

ミンクボツリヌス症（アジュバント加）不活化ワクチン

動生剤基準のミンクボツリヌス症（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.3.3 及び 3.3.6 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。